

松原市教育委員会 4月定例会 議事録

1. 日 時 令和2年4月15日(水) 午後4時00分

2. 場 所 松原市役所 301会議室

3. 付議事件等

- (1) 報 告 第4号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
第5号 松原市教育委員会障害者活躍推進計画の作成及び公表の専決処分の承認を求めることについて
第6号 松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の制定について
- (2) 議 案 第12号 令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について

出席委員 美濃教育長 田中教育委員 有馬教育委員 和田教育委員 佐野教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長
田中教育総務部次長兼文化財課長 浦井教育総務部副理事
小川教育総務部副理事兼学校給食課長 岡林学校教育部次長
田中教育総務課長 幸教職員課長 森教育推進課長 前崎地域教育課長
矢野教育研修センター長

定例教育委員会を開催する前に、あらかじめお願いを申し上げます。
傍聴人の方は、掲示しております「傍聴者の皆様へ」の遵守事項に従い、議事進行に御協力をいただきますようお願いいたします。
それでは、会議に入りたいと思います。
本日は栗崎委員が御欠席との連絡を受けております。
ただいまの出席委員は4名でございます。私を含めまして、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。
これより、4月定例教育委員会を開催いたします。
なお、宮本教育政策課長が欠席との届出がございましたので、御報告いたします。
3月定例会の会議録につきましては、まだ出来上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。
次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。
委員会会議規則第17条第2項の規定により、田中委員にお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。
初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。
3月は令和2年松原市議会第1回定例会が行われておりました。
3月19日に福祉文教委員会が、また3月26日の本会議で令和2年度の予算等が可決されたところでございます。
また、松原市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議ですが、2月28日に第1回目が開催されてから3月19日、20日、27日、それから4月3日、8日、13日に、それぞれ会議が開催されました。様々な対策について話合いが行われたところです。
また、3月31日には退職される方の辞令交付式、4月1日には新たに採用、異動となった方の辞令交付式を行いました。
また、この間、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のために、予定されておりました数々の会議等が中止されております。
また、学校のほうですけれども、4月7日には小学校、中学校で規模を縮小した形で入学式が行われました。4月10日に予定されておりました幼稚園の入園式は延期となりました。
また、新学期につきましても、緊急事態宣言を踏まえて、5月6日まで休業扱いということになりましたので、始業式は現在まだできていないという状況でございます。
このコロナウイルスの関係で、本市の教育行政にも大きく影響が及んでいるところでございます。教育委員の皆様方には、私たちとしてもできるだけ速やかな情報提供を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
以上、御報告とさせていただきます。
この報告につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。
それでは、議事に入りたいと思いますが、まず、コロナウイルス対策の実施による小中学校の現在の状況について、事務局から報告をお願いしたいと思います。

先ほど教育長から、コロナウイルスの感染状況に鑑みまして、今休校を実施しておるといってございまして、簡単に休校に入りましてからの経過をもう一度振り返るとともに、現状を報告します。

まず、安倍首相が、3月2日から春季休業まで休校要請が2月末にございまして、それを受けまして、本市は3月2日から13日まで、約2週間を一旦休校と決定いたしました。

その間に、市内での感染者が明らかになりましたもので、さらに延長して3月24日まで、つまり通例であれば3学期の終了、終業式までを休校延長といたしました。

その間に安全確認日と定めまして、全ての児童生徒を学年別に、密集しないようにということで、何度か学校のほうに安全確認を含め登校日を設けたり、あるいは校庭開放であったり、これは運動不足の解消、ストレスの解消ですね。あるいは図書室での本の貸出しなども試みてまいりました。

そして春休み、3月25日以降、4月7日までの春季休業期間中ですが、こちらも同様に、安全確認あるいは校庭開放等をしておったのですが、その後、御承知のように4月8日に緊急事態宣言が、これもまた安倍首相、そしてそれを受けて吉村知事の御判断で、4月8日以降5月6日まで、大阪府下の小中学校休校要請がございまして、それを受けて5月6日まで休校しておるところでございます。

その間、大きな学校の儀式としまして卒業式と入学式がございまして、卒業式は3月13日中学校、保護者なしということで、厳重な安全対策の下、無事終了しております。

同じく、3月18日の小学校の卒業式も保護者はなしと。もちろん、先ほどの中学校も小学校も来賓なしということで、つまり児童生徒及び教職員のみ卒業式です。こちらのほう、無事、安全に終了しております。

続きまして入学式ですが、4月7日です。緊急事態宣言の直前でございまして、入学式につきましても保護者の出席を限定しまして、小学校は2名まで、中学校は1名まで。これによって前後1メートルの距離を確保できるということで安全を確認した上で、こちらのほうも無事、入学式は終わっております。

つまり、新1年生につきましては、今年度1日のみですけれども、入学式ということで学校に足を運ぶことができたということでございまして、一方、小学2年生から6年生、そして中学2年生から3年生までは、翌日の8日から完全に休校となりまして、登校日も禁止ということになっておりましたので、現在教科書を、原則として保護者に、おおむね今週中に学校で日時を定めて、学年を分けたり日を決めたりしながら、今週中、金曜までには配布する予定です。どうしても御都合の悪い家庭につきましては、代わりに生徒あるいは教員が自宅にお持ちするということで、何とか教科書、そして併せましてそのタイミングで、当面の間の家庭学習の教材、宿題などの配布を、今しておるところでございます。

今後、5月7日以降の再開がどうなるかは不明ですけれども、本市ホームページ、各校のホームページと、それから保護者の直接のメールシステム、双方向でメールを送信した後、閲覧して確認、既読の確認もできるシステムを使いながら、情報提供については進めているところです。

やはり私たちのこれからの一番の検討課題になってきますのは、子どもの心のケアです。もっと言いますと、いろんな問合わせがあるのですが、保護

者の心のケア、これもかなり必要な状況になっております。この間、たくさんの方の市民からのお問い合わせメール、電話相談、議員を通しての相談、教育委員を通しての相談もあるかと思っておりますけれども、そのたびに様々な判断、今までに経験したことのない難しい判断を問われるわけですけれども、また委員の皆様にはいろいろ御相談させていただくことになるかと思っておりますので、どうぞ御協力よろしく申し上げます。

以上でございます。

美濃教育長

ありがとうございます。説明は終わりました。

この件について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、改めて本日の議事に入りたいと思います。報告が3件、議案が1件となっております。

それでは、「報告第4号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

田中教育総務
部次長

それでは、「報告第4号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」につきまして、説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

まず3月31日付の退職の人事異動につきましては、課長級につきましては1名、課長補佐級につきましては3名、幼稚園につきましては松原西幼稚園の園長を兼ねておりました、河合小学校長の藤田学校長が松原北小学校長に異動となりましたので、幼稚園の園長の兼務を解いております。

以上の方々が松原市を退職され、大阪府職員となっております。

以上が3月31日の発令でございます。

次のページをお願いいたします。

4月1日付の採用でございますが、課長級が1名、課長補佐級につきましては3名、幼稚園につきましては河合小学校の道屋校長が、松原西幼稚園の園長を兼ねることとなります。

以上が大阪府を退職されて、松原市の職員となっております。

最後に幼稚園の教諭としまして、越智夏海が新規採用となっております。

次のページをお願いいたします。

4月1日付の異動につきまして御説明します。

次長級が2名、課長補佐級につきましては5名、係員につきましては学校の技能員も含めまして20名、また再任用の職員が1名となっております。

次のページになりますが、幼稚園につきましては、教諭6名の人事異動がございました。

これは4月1日付の市長部局の人事異動に伴う教育委員会の人事異動でございます。内示がありましてから4月1日までの間、時間がございませんでしたので、教育長専決の下、人事異動の発令をさせていただいたものでございます。

以上が説明となります。よろしくをお願いいたします。

美濃教育長	<p>説明は終わりました。 この件について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。 お願いします。</p>
佐野委員	<p>人事の話なので、以前から疑問なところがありまして、ちょうどいいタイミングだと思うのでお聞きします。 まず、一般の現場にいらっしゃる先生がいろいろ異動なさるのは、これは絶対いいことだと思うし、大事なことだと思うのです。あちこちで経験するというのは。 ただ、教頭先生、校長先生に関して、同じような感じで異動していらっしゃるのです。大体2年から3年、長くて4年なのです。これもいろいろな場所の体験など、そういうことではあるのだと思うのですけれども、僕は地域協のこともあって、現場の先生ではなくて、いわゆる学校の代表として地域といろいろな話をしながら物事を進めていく中で、先生が3年でどこか違うところに行かれるというのは、いつも不思議に思っていたのです。その選択に関して、松原市の教育委員会が中心となって決めていくものなのですか。それとも、府教委の流れがあってそんなふうになっているのかどうか。その辺を聞きたいのです。</p>
幸教職員課長	<p>管理職の人事異動につきましては、松原市教育委員会で決めております。異動の年月につきましては、管理職では3年ぐらいのめどということは、府の人事の要綱の中に定められております。</p>
佐野委員	<p>ということは、府の人事の要綱のとおりに行っているということですか。</p>
幸教職員課長	<p>一応、それが基本となりまして人事をすることになりますけれども、先ほど委員がおっしゃられたように2年とかの人もおれば4年、5年の方もおられるので、その辺りは市の裁量でしております。 以上です。</p>
佐野委員	<p>地域協の立場からいくと、やはり校長先生、教頭先生が主導で動いてくださるというのが、地域の人たちに影響するのですよね。だから慣れたなと思ったら、いなくなるというのが、やはり地域の人たちは何でかなと、みんなが思っているところなので、その辺を変えていけるものなのですかね。難しいですよね。</p>
幸教職員課長	<p>その辺りに関しましては、変えていく、いかないというよりも、地域に貢献されている校長先生、教頭先生とかは、少し長めにさせていただくとかいうことがあるのですが、市全体のことを見なければなりませんので、なかなか、どこかだけ長くとかはできにくいところがありますので、現状の期間は基本的には3年あたりをめどというところは、管理職になってからの定年までの年数も含めまして、難しいところだと考えます。</p>
横田学校教育部長	<p>私自身の人事も含めまして、全ての人事面は教育長にございますので、その辺りは誰が答弁するか、すごく難しい質問だと思っているのですけれども、最終的に御存じのように皆様も御承認いただくわけですので、その辺り、</p>

幸が言いましたように、その年その年の様々な客観的な状況を見まして、最終的には教育委員の皆さんに御承認いただくということでございますので、それで御理解いただければと思います。

佐野委員

理解しています。食い下がるような感じなのですみませんけれども、やはり父兄、もしくはPTAの人たちとうまくやっていける校長、教頭は大丈夫なのですよ。

そうではなくて、言ってみたら全然その人たちとうまくやれない教頭先生も、やはりいらっしゃるのです。やはりその人たちも一緒にやっていかなくてはならないから、いろいろなところがぎくしゃくするところがあるので、そうだからといって文句は言えないのですよね、PTAにしろ、保護者にしろ。

その辺をずっと見ていて、僕もやはり長くやっていると、いい教頭先生、校長先生と、逆にうまくできない人も見てくると、やはり行事そのもの、特に地域協全体がぎくしゃくするのですよね。それをやはり何とか話として受け入れる、表ではなくていいのです。裏の情報として、それを考えてもらえると、やはり地域とのやり取りというのは結構大事なので、というのをすごく考えるところなのです。

横田学校教育
部長

今、御指摘の点は、大変重要な視点と私たちも認識しておりまして、何より今後コミュニティ・スクール、中学校単位で設置していこうというところでございます。

佐野委員のご指摘は大変重要なことだと思います。

美濃教育長

私からも少し補足をすると、松原市だけに限った話ではなくて、やはり今管理職の成り手がなかなかなく、すごく厳しい状況なのです。

そういうこともあって、先ほど幸課長も申し上げましたけれども、管理職になってからの残りの年数がすごく長い人もいれば、本当に数年間しかないような方もいらっしゃいます。

また年数のことはさておいて、やはり先生方も1人の人間なので、それぞれやはり得手不得手というか、交渉力にすごくたけている人もいれば指導部分にすごくたけている、いろいろ個性はあると思うので、そこはその地域ごと、学校ごとに、今課題になっているものが何なのかということも見ながら、人事配置は考えていかないといけないと思います。

ただ、やはり佐野委員に今おっしゃっていただいたことは非常に重要な視点だと思いますので、管理職になっていただく方々には、やはり地域との関わり方、うまく力を取り込んで、逆に学校としても地域にお返しできる部分はどうなのかということ、しっかり打ち出していける管理職であるようにということ、事務局のほうからも、これからはしっかり伝えていきたいと思っています。

佐野委員

二中校区はやはり昔から結構元気でやり合いも起きる、そういう校区なので、決して二中校区がどうということではありません。

有馬委員

教育委員会事務局の係員の技能員なのですけれども、前までは各小中学校に1人ずつという感じだったのですけれども、この今回「兼ねて」になって

	いるのはどういう理由なのでしょうか。教えてください。
田中教育総務課長	今回、技能員を「兼ねて」という形にさせていただいておりますのは、今まで技能員が22校22人体制という形でさせていただいていたのですが、今回中学校区を単位として考えさせていただきまして、22校を19人という形の体制になっておりまして、その中で技能員の連携という形で作業をしていただいておりますので、中学校区を単位として、中学校区を全てその中学校区の技能員さんが見ていけるような形を取ることによって、今回「兼ねて」という形で辞令を出させていただいているような形になっております。
美濃教育長	ほかにございますでしょうか。 よろしいですか。 ないように見受けられますので、「報告第4号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」を、承認することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
美濃教育長	異議なしと認めます。 よって、「報告第4号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて」は、承認されました。
田中教育総務部次長	ただいま御承認いただきました、人事異動の対象となりました者の紹介をさせていただきますと思います。 なお今回につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、この会議に出席している者のみの紹介とさせていただきます。 まず教育総務部より御紹介させていただきます。私になりますが、教育総務部次長を兼ねまして文化財課長のほうを拝命しました田中でございます。これまでも教育委員会に何度か参加させていただいておりますが、今後ともよろしくお願いいたします。 続きまして、浦井のほうが副理事（教育総務担当）となっております。
浦井副理事	教育総務部の副理事、浦井でございます。今後ともよろしくお願いいたします。
田中教育総務部次長	今回出席している分で御紹介させていただきます。 教育総務部教育政策課長補佐兼教育政策係長の彦阪でございます。
彦阪教育政策課長補佐	彦阪です。どうぞよろしくお願いいたします。
田中教育総務部次長	続きまして、学校教育部の御紹介をさせていただきます。 学校教育部教育センター長の矢野でございます。

矢野教育研修センター長	<p>4月1日付で教育センター長になりました矢野です。よろしくお願ひします。</p>
田中教育総務部次長	<p>続きまして、今回こちらにはいないのですけれども、市長部局の事務の補助執行をしております、福祉部と市民協働部におきましても4月1日付の人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。</p> <p>本日は出席しておりませんが、福祉部の子ども未来室長が異動になっております。新しく中谷文昭という者が着任しております。</p> <p>また、市民協働部につきましては、副理事兼いきがい学習課長兼市民図書館長兼ねて市民公民館長に、手束が着任しておりますので御紹介させていただきます。この者につきましては、教育委員会議で案件がございましたら、会議に出席させていただいた折に、また御紹介をさせていただこうと思ひます。</p> <p>例年でありましたら、この場におきまして着任、新任されました課長補佐級、また学校長、教頭等の御紹介、挨拶をさせていただくところでございますが、先ほど言ひました新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から省略をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>また学校訪問等の際に御紹介をさせていただきますので、その節はよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございました。続きまして、「報告第5号 松原市教育委員会障害者活躍推進計画の作成及び公表の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
田中教育総務部次長	<p>それでは、「報告第5号 松原市教育委員会障害者活躍推進計画の作成及び公表の専決処分の承認を求めることについて」につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>国及び地方自治体の公務部門におきましては、障害者雇用を継続的に進めることが重要であり、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、障害者活躍推進計画を作成することとされました。</p> <p>障害者活躍推進計画につきましては、公務部門の任命権者ごとに作成しなければならないとされ、令和2年4月1日までに作成することが求められていたところですが、松原市全体での均衡を図る観点から、市長部局における計画が策定されたことを踏まえ、その整合を図る必要性があったことから、時期を同じくし、松原市教育委員会においても令和2年4月1日付で松原市教育委員会障害者活躍推進計画を教育長専決の下、作成し公表したため、これを報告し承認を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。</p>
田中委員	<p>確認なのですけれども、国が言っている目標は何%でしたか。</p>

田中教育総務 部次長	地方自治体につきましては、現在2.5%になります。今後、令和3年までの間に0.1%上乘せという形で言われておりますので、最終的には2.6%になる予定でございます。
田中委員	ありがとうございました。その中で、資料にもありますように、実雇用率は現在松原市の教育委員会が4.76%ということで解釈していいのですか。
田中教育総務 部次長	そのとおりでございます。
田中委員	今回の資料は、そういったことを今後継続、もしくはさらに進めていこうという意味でのPDCAという、そういう計画書を作ったということですね。
田中教育総務 部次長	そのとおりでございます。今後これをきっちりと検証しながら、雇用の促進、安定した雇用に努めていきたいと考えております。
田中委員	ちなみにこの障害者の雇用というのは、例年、毎年一定人数採用するというような計画なのですか。
田中教育総務 部次長	雇用に関しましては、市長部局と合わせまして市長部局における雇用というふうなことを含めて考えていっておりますので、年次的に、計画的に進めていくというふうな形になります。
田中委員	障害者の活躍推進というのは非常に大事なことで、障害者も我々健常者と同じように、当然仕事ができるわけですから、そういった意味で行政がもっと大きく手を広げて採用なり、そういう活躍をしてもらえたら、一般の企業もそれに倣えというのではないですけども、そういったことになっていくと思うので、これは非常に大事なことだと思うので、ぜひとも進めてください。よろしく願います。
美濃教育長	ほかに御意見、御質問等はありませんでしょうか。 よろしいですか。 ないように見受けられますので、「報告第5号 松原市教育委員会障害者活躍推進計画の作成及び公表の専決処分の承認を求めることについて」を、承認することに御異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
美濃教育長	異議なしと認めます。 よって、「報告第5号 松原市教育委員会障害者活躍推進計画の作成及び公表の専決処分の承認を求めることについて」は、承認されました。

森教育推進課長	<p>続きまして、「報告第6号 松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>「報告第6号 松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の制定について」の御説明をさせていただきます。</p> <p>令和2年4月1日より、会計年度任用職員制度が導入されております。そのことに伴いまして、教育に関し専門性のある職種として採用される者をパートタイム会計年度任用職員とし、職種に応じて給料の額を定めるものでございます。</p> <p>議案説明資料の3ページを御覧ください。ここに書かれてある職種でございます。</p> <p>まず1つ目に「外国語指導助手(1)」。「語学指導を行う外国青年招致事業について」に基づき語学指導に従事する外国青年をいう。これは今年度9月から配置を予定しているJETプログラムによる外国人の先生のことを指しております。</p> <p>次に「外国語指導助手(2)」。これにつきましては、これまで本市に採用しておりましたALTの先生方ということになります。</p> <p>次に「英語教育コーディネーター」。これにつきましては、先ほど申しましたJETプログラムにより来られる新しい先生方の生活支援、事業支援をサポートしていただく方になっております。</p> <p>続けて「部活動指導員」、そして「小学校英語指導助手」、続いて「日本語指導助手」となっております。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ないように見受けられますので、「報告第6号 松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の制定について」を、承認することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「報告第6号 松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の制定について」は、承認されました。</p>
田中委員	<p>先ほどの障害者の件なのですが、文言で障害の「害」が漢字になっているのですが、これは一般的に昨今は害ではないということで、平仮名を使うことが多いと思うのですが、これはどうなのでしょう。</p>
田中教育総務部次長	<p>福祉部局に障害福祉課というところがございます。現在は、この障害福祉課とも協議をさせてもらっているところですが、障害の「害」は漢字を使うという形で松原市では統一させていただいておりますので、漢字の「害」を</p>

使わせていただいております。

田中委員

最近は平仮名を使うことが多いので確認させていただきました。

美濃教育長

続きまして、「議案第12号 令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

森教育推進課長

「議案第12号 令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」の御説明をさせていただきます。

今年度は、令和3年度から使用する教科書を新たに採択する年度となっております。

つきましては、議案説明資料の5ページ、資料1を御覧ください。松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程にのっとって適切に行う必要がございます。

選定委員会の設置と期間、事務につきまして、第1条と第2条、第3条に規定されております。読み上げさせていただきます。

「設置」、「第1条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。」。

「設置期間」、「第2条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前1年とする。」。

「委員会の担任する事務」、「第3条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。」。

したがいまして、この諮問につきまして、本市教育長から松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長に対して行われるものでございます。

そして、選定委員会において採択に関して調査、研究を行い、選定に関する答申を頂き、答申を踏まえて、教育委員会の場で令和3年度より使用する中学校の教科書を採択していただくことになっております。

それでは7ページ、資料3にあります諮問文を読み上げさせていただきます。

「令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）」。

「標記について、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第3条に基づき、令和3年度から松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関して調査および研究を行い、その選定に関して意見を示されたく諮問いたします。

つきましては、選定に関する答申をいただきますようお願いいたします。」。

また、選定委員会につきましては、先ほど御覧いただきました5ページの資料1の規程に基づいて設置されるものであり、選定委員の人選につきましては同規程と、戻りまして6ページ、資料2の「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領」に基づき、今後任命または委嘱することとなります。

規程と要領の根拠となる部分を読ませていただきます。

まず5ページ、資料1、「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程」、「第5条 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会事務局職員
- (2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員
- (3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者」。

続きまして資料2、6ページです。

「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領」、「1. 選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表2名、教頭代表1名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者2名（松原市PTA協議会代表）を持って組織する。」。

以上のようにありますので、これに基づき、お手元の8ページ、資料4のとおり「選定委員名簿（案）」を作成しております。

選定委員会におきましては、今のところ5月15日に大阪府教育委員会の採択事務説明会が予定をされております。そこで、採択事務に関わる文科省並びに大阪府教育委員会の指示、通達が示される予定になっております。それを踏まえまして、第1回目の選定委員会を5月中に開催し、規程の第8条と要領の5に基づいて教科ごとに調査員を置き、調査、研究の運営を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。御審議どうぞよろしく願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。
この件について、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

田中委員

教科書はまだ届いていないですね。5月に第1回目ということですね。

森教育推進課長

教科書は、今少しずつ届きつつありますけれども、まだ全ての発行者から届いておるものではございません。

有馬委員

今回採択する教科書なのですが、どれぐらいの冊数を選ぶことになるのでしょうか。

森教育推進課長

昨年度、小学校のほうでもたくさんの採択にかかりまして、多大な御審議をいただいたところなのですが、中学校におきましても一回り前の採択と同じ教科数になります。冊数でいいますと、それぞれの教科によって会社の冊数が違いますので、今後調べてまいりたいと思っておりますけれども、せっかく御質問いただきましたものですから、ただ教科書のそれぞれのページ数が、やはり今使っている教科書よりも大分多くなっているというようなことになっていきますので、一つ一つの教科書の特徴をしっかりと捉えて、今後の採択に生かしていきたいと考えております。

以上です。

佐野委員

教科書は、大体4年サイクルというのが基本的な考え方なのですか。

森教育推進課長	はい、そのとおりでございます。
佐野委員	文句を言うわけではないですが、それはそんなに必要なのですか。
美濃教育長	学習指導要領自体は約10年に1回改訂されます。教科書は4年に1回の周期で採択替えを行うので、1つの指導要領が10年とすると、4年使って、4年使って、あと残り2年なのですが、大抵の場合はこの残り2年は2回目の4年周期のときに使ったのをそのまま使うというのが通例にはなっています。
佐野委員	それはどうなのでしょう。例えば歴史の本が4年ごとに替わるというのも、何かものすごく引かかるのです。 教科書選定委員をやったときも思ったのですが、そんなに変わりますか。 劇的な、日本語が変わったとかそういう場合は仕方がないとは思いますが、そのついでに全部変わってしまうというのが、もったいないなという気がするのですよ。
美濃教育長	同じ指導要領の中で採択替えをするとすると、確かにそれほど大きな改訂というのは多分ないだろうというのはあるのですが、ただ10年間ずっと同じ本を使い続けるとすると、採択で大多数を取れた会社はすごく幸せな日が続くわけです。採択に負けたところは、もしかしたら畳まないといけなくなるかもしれない。それを考えると、ずっと同じ状態を保ち続けるというのはよろしくないのではないかと、というのがあるのだと思います。
佐野委員	分かります。メインは、その教科書を使って学習するのは、子どもたちですよ。内容がすごく変わったなというのなら分かります。でも、ほとんどが一緒に、その都度業者の都合で替わっていくのはどうでしょう。おっしゃることは分かります。1社が、三省堂が取ったらずっと三省堂で、落ちたところはもう起死回生できないわけですよ、商売として。そこは確かに商売の部分を考えつつも、教育を考えていかなければなりません。どちらをとるかとなると、やはり基本教育のような気がするのです。
美濃教育長	今、私は経営面の話をしましたけれども、当然改訂のときに中身のリニューアルが若干はできるわけであって、そこで最初の採択のときには振るわなかった部分が、改めて好評価を受けて採択替えをしてくれることもあります。 あと、やはり採択も集中的に短期間で採択をするので、実際に使ってみたら、この教科書よりは、A社よりはB社のほうがよかったかなというようなことも現場レベルでは出てくる可能性があるんで、なので採択替えをできるチャンスを設けているわけです。 だから、最初の選択がもうばっちりだというのであれば、それは同じ社がずっと続くことも可能性としてはあり得るのだと思います。 なので、そこは経営面だけではなくて、中身的に少しでもその地域の実情とか学校の実情に合った教科書を選ぶように制度をつくっているというのが、国としての見解になろうかと思っています。

和田委員

もう1点は、今急激に時代が変化しているということです。理科であろうが数学であろうが、デジタル技術がすごく発達していますから、今でも教科書会社によって、例えばQRコードがついている教科書会社と、そうでない教科書会社がありますけど、これは4年後になれば、もうほぼ全ての教科書にQRコードが入って、自宅でスマホで見られるようになってくるとか、そういうことも起こってくるでしょうし、そういうことが大きいのかなと思います。

あと、歴史的な事実もやはり変更になってきています。鎌倉幕府が「いい国」なのですけれど、それは違うという説が出てきています。そういうことも起こってきますので、そういう時点修正というものもあって、教科書は10年間ではなくて、そういう形になっているということです。

佐野委員

1つ気になるのは、今回コロナの関係で、やはり教育方法を根底から変えていかなければならないのではないかという話が出てきていると思うのですよ。

前回、何年か前の教科書選定のときも、やはり外部の資料を見るのにホームページのURLが書いてありました。今おっしゃったようにQRコードがある。それで、本を基にやっているのに、これはまた家で見ておいてねとかだと、あまり意味がないように。結局、教科書の根底の部分を、本当はもっと変えていかなければならないのではないのでしょうか。当然お金の話もあるし、だからその辺を考えると、この4年に1回変えていくというのは、すごく妙な感じがします。お金もかかるし、人手もかかるわけでしょう。それを考えると何か引かかるなというのは、やはりあると思います。

美濃教育長

実は4年では逆に長過ぎるという意見もあるのです。というのは、情報分野や工業分野など、どちらかというところと高校レベルになるかもしれませんが、技術の進展が速い分野や、社会情勢の変化によって指導する内容も変えていかざるを得ない部分については、4年ごとの改訂というのではなくて、もっと短期間でできるようにすべきではないかという意見も出ています。

それから、QRコードを使って、例えば英語ではネイティブの方の発音が聞けるとか、理科の実験の様子を動画で見られるとか、いろいろな技術の進歩に伴って教科書の記載内容もどんどん変わってきている部分があるので、それに対応していけるようなハード面の整備とか、ハードが家になくような家庭の場合に、そこに対してどういう手当てをしていけるのかということも、これからいろいろ併せて考えていかないといけないと考えています。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、ないように見受けられますので、「議案第12号 令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」を、可決することに御異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長

異議なしと認めます。

田中委員	<p>よって、「議案第12号 令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定の諮問について」は、可決されました。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>当初、横田部長からの説明で、コロナに対して子どもたちの心のケアという言葉が出たと思うのですが、それは具体的にどのように進めておられるのですか。</p> <p>当初、週に何回か登校日を設けて、子どもたちの様子を見るということだったと思うのですが、それがなくなってしまったということで、完全に子どもたちとの接触がなくなっているのかなど。そうではなく、家庭訪問をしているなどの取り組みをお聞かせ願いたいのですが。</p>
横田学校教育 部長	<p>今御質問されましたとおり、今は家庭訪問や電話での対応になっておるのですけれども、先ほども説明しましたように、今週は保護者に教科書を受け取りに来ていただいている折に、保護者を通して子どもの様子を聞いております。</p> <p>来週以降は、教科書と一緒に渡しました家庭学習等を自宅で学ぶことになると思いますので、電話で安全確認をしたり、必要であれば、虐待の進行管理中のお子様等は家庭訪問を行います。ただし家庭訪問をする際には、保護者の御意向もお聞きして、やはり会いたくないと、人と人の接触を避けるべきというのが国の方針ですので、人との接触を8割断つということと言えますと、先生と会うこと自体を拒まれる親もおおると思いますが、そこは柔軟に対応していかなければならないと思います。</p> <p>ですので、委員がおっしゃられました来週以降、少なくとも5月6日までの子どもの安全確認については、それぞれの御家庭の状況に応じて最大限の工夫をしながら対応していくと。具体的にはやはり電話が中心になるかと思っておりますが、必要に応じて家庭訪問ということになるかと考えております。</p>
田中委員	<p>本当に長いので、その辺が気になるのです。子どもたちが疲弊していったら本当にかわいそうだし、その中で、カリキュラムが全然進んでいないということもありますけども、やはり心がすさんでいくと、非常に子どもたちがかわいそうだなと思います。</p> <p>確かに人との接触を避けなさいということですが、その中でも何とか子どもたちにとって、先生が見てくれているのだなという意識を持てるような動きというか、活動があったほうが良いと思います。もうほったらかしやと言われるよりも、何か見てくれているな、もううっとうしいなというぐらいの、そういうような働きかけ。先生方は大変だと思うのですが、そういう活動を地道にやっていただきたいなと思います。</p> <p>登校開始になったら、今度はカリキュラムをどうすればとなってくると思うのですが、今は、子どもたちを見ているのだと、先生方、大人たちが見ているのだということを、子どもたちが実感できるような、そういった活動を、ぜひお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
横田学校教育 部長	<p>まさに委員のおっしゃるとおりで、様々な考え得る全ての手段を講じて子ども、併せて保護者、市民の心のケアといたしますか、必要だと思っております。</p> <p>具体例で言いますと、本日からパンザマスト、防災無線を利用しまして、</p>

児童の声による新型コロナウイルス感染防止の、市民上げての協力の要請放送が始まっています。お昼に1回、夕方に1回。ちなみに昨日、恵我小学校のISSの児童会代表に来ていただきまして録音していただきました。

併せまして、ある中学校区、今日3校のホームページを見ましたら、PTAの会長のメッセージが載っております。場合によっては、そのホームページの文章によるメッセージがやがて動画になって、何らかの方法で配信して、必要な生徒、保護者が見られるような仕組みを今ちょっと研究している段階でありまして、長期化していく可能性も当然ありますので、そうなれば何らかの形で今まで以上に取得する手段を講じながら、委員がおっしゃられるように、子どもと、あるいはもちろんその御家庭の保護者、今は家庭が学校になっていますので、先生代わりをしている保護者に対しまして何らかのサポートをしていけるような発信ができるように、今研究しているところです。

美濃教育長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、何もないようでございますので、以上で本日の日程については全て終了いたしました。

これをもちまして、4月定例教育委員会を終わります。どうもありがとうございました。

(閉会宣言午後5時00分)

署 名 教育長 美濃 亮

委 員 田中 祥之